OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	国際司法裁判所　ウルグアイ河パルプ工場事件（判決　二〇一〇年四月二〇日）
Author(s)	鳥谷部, 壌
Citation	阪大法学. 2011, 61(2), p. 297-325
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54954
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

判例研究

国際司法裁判所　ウルグアイ河パルプ工場事件
（判決　二〇一〇年四月二〇日）

鳥谷部　壌

一　本判決のポイント

本件は、ウルグアイ東方共和国（以下、「ウルグアイ」という。）がウルグアイ河沿岸にパルプ工場の建設を計画し、最終的に当該工場の建設を完了し操業を開始したことに対して、二〇〇六年五月四日、アルゼンチン共和国（以下、「アルゼンチン」）が一九七五年に署名されたウルグアイ河規程（以下、「七五年規程」という。）[1]上の違反を主張して、国際司法裁判所規程第三六条一項及び七五年規程第六〇条一項[2]に基づいてウルグアイを相手取り国際司法裁判所に訴えを提起した事件である。[3]なお、同日、アルゼンチンは、国際司法裁判所規程第四一条及び同規則第七三条に基づいて、ウルグアイを相手取り仮保全措置請求を行ったが、裁判所は、二〇〇六年七月一三日、アルゼンチンの請求を棄却した。[4]反対に、二〇〇六年一一月二九日、ウルグアイは、アルゼンチンを相手取り仮保全措置請求を行ったが、裁判所は、二〇〇七年一月二三日、ウルグアイの請求を棄却した。[5]最終的に、裁判所は、本案にて七五年規程を解釈・適用し、国際環境法に関する各種の義務の存在を認めた。その上で、裁判所は、ウルグアイの手続義務についてその違反を認定し、他方、実体義務についてはその違反を否定した。本判決は、国際司法裁判所が初めて本格的に国際環境紛争を審理したものとして、先例的に貴重な価値を有する。

（阪大法学）61（2-297）583〔2011.7〕

二　事実

1　請求訴状（1―24項）

アルゼンチンは、請求訴状において、裁判所に次のように判示することを要請した。第一に、次の義務にウルグアイが違反した。（a）ウルグアイ河の最適かつ合理的利用のためにすべての必要な措置をとる義務、（b）ウルグアイ河行政委員会（La Comison Administradora del Rio Uruguay. 以下、「CARU」という。）及びアルゼンチンへの事前通報義務、（c）七五年規程第二章に規定される手続を遵守する義務、（d）完全かつ客観的な環境影響調査を準備する義務を含む、水中環境を保全し、汚染を防止するためにすべての必要な措置をとる義務並びに生物多様性及び漁業を保護する義務、（e）汚染防止並びに生物多様性及び漁業の保護について協力する義務。第二に、これらの義務の違反により、ウルグアイはアルゼンチンに対して国際責任を負う。第三に、ウルグアイは、その違法行為を停止しかつその負担する義務を将来誠実に遵守しなければならない。第四に、ウルグアイは、その負担する義務の違反によってもたらされた損害に対して十分な補償を行わなければならない（22項）。

2　CMB（ENCE）計画（28―36項）

本件紛争の要因となった第一パルプ工場は、スペイン企業ENCE（Empresa Nacional de Celulosa España）によって設立された企業、CMB（Celulosa de M'Bopicua）によって計画された。この工場は、アルゼンチンのグアレグアイチュ（Gualeguaychu）の対岸であるウルグアイのリオ・ネグロ（Rio Negro）県のウルグアイ河の左岸、フライ・ベントス（Fray Bentos）市の東側のジェネラル・サン・マルティン将軍（General San Martin）国際橋付近に建設が予定された（28項）。この産業計画の発起人らは、二〇〇二年七月二三日、ウルグアイ当局と交渉を開始し、当該計画の環境影響評価（以下、「EIA」という。）をウルグアイ国家環境理事会（Direccion Nacional de Medio Ambiente. 以下、「DINAMA」という。）に提出すると同時に、CMBの代表は当該計画をCARUの委員長に通報した。二〇〇三年五月一四日、ウルグアイはCARUに「環境影響調査、一般公開のためのCMB概要」と題する文書を提出した。（29項）。二〇〇三年一〇月九日、建設、国土利用計画及び環境問題省（Ministerio de Vivienda Ordenamiento Territorial y Medio Ambiente. 以下、「MVOTMA」という。）はCMB工場

建設のための初期環境の認可をCMBに付与した（31項）。二〇〇三年一〇月二七日、ウルグアイは、アルゼンチンに対して、二〇〇二年七月二二日にENCEによって提出されたEIAの写し、二〇〇三年一〇月二日付のDINAMAによる最終評価報告書の写し及び二〇〇三年一〇月九日の初期環境の認可の写しを送付した（33項）。二〇〇四年三月二日、両国の大臣間で合意された「覚書」に留意して、CARUは二〇〇四年五月一五日、特別総会にてその活動を再開した（34項）。二〇〇五年一一月二八日、CMB工場の建設を開始するための準備作業（土地の整備）を認可した。二〇〇六年五月二八日、アルゼンチンの要請を受けて、当該計画の発起人らは九〇日間作業を停止することを決定した。二〇〇六年九月二一日、彼らは工場を建設しない旨を表明した（36項）。

3　オリオン（ボトニア）（37―47項）

本件紛争の要因となった第二の産業計画は、ボトニア（Botnia: "Botnia S.A." and "Botnia Fray Bentos S.A."）という企業によって請け負われたものであり、それは特別に二〇〇三年にウルグアイの法律に基づいてフィンランド企業Oy Metsä-Botniaによって設立された。第二パルプ工場はオリオンと呼ばれ、CMBの建設予定地から数キロ下流のフライ・ベントス市に近いウルグアイ河の左岸に建設された（37項）。二〇〇三年暮れ、当該計画の発起人らは、ウルグアイ当局にこの産業計画を通報した後、二〇〇四年三月三一日、初期環境の認可を当局に申請した（38項）。MVOTMAは、二〇〇五年二月一四日、ボトニアに、オリオン工場及び隣接する港湾ターミナルの建設のための初期環境の認可を付与した。二〇〇五年四月一二日、ウルグアイはその間にも工場の建設予定地の整備及び関連する土台工事を認可した（39項）。二〇〇五年五月五日に両国の大統領によってなされた合意に従って、両国の外務大臣は二〇〇五年五月三一日、ハイレベル技術グループ（Grupo Tecnico de Alto Nivel. 以下、「GTAN」という。）を創設し、一八〇日以内に両工場の紛争を解決する責任が付与された。GTANは二〇〇五年八月三日から二〇〇六年一月三〇日の間、一二の会合を開催し、両国は様々な文書を交換した。二〇〇六年一月三一日、ウルグアイはGTAN交渉が失敗に終わったと決定した。二〇〇六年二月三日アルゼンチンも同様のことを決定した（40項）。二〇〇五年七月五日、ウルグアイはオリオン工場に隣接する港湾を建設するための認可をボトニアに付与し、さらに二〇〇五年八月二二日、ウルグアイ

はオリオン工場の煙突及びコンクリートの基礎部分の建設を認可した。アルゼンチンの要請を受けて、ボトニアは一〇日間作業を中断した（42項）。二〇〇七年一一月八日、ウルグアイはオリオン工場の稼動を認可し、翌日、操業を開始した（43項）。

三　判決要旨

1　裁判管轄権（48―66項）

裁判所は、裁判管轄権について次のように判示した。両国は裁判所の管轄権が国際司法裁判所規程第三六条一項及び七五年規程第六〇条一項に基づくことに合意している（48項）。なお、アルゼンチンは当該パルプ工場により引き起こされたと主張する騒音及び「視覚」公害（"visual" pollution）に関する主張をなす際に七五年規程第三六条(6)を援用するが、そのような主張にはいかなる根拠もないと考える。したがって、騒音及び視覚公害に関する主張は明らかに七五年規程第六〇条によって付与された管轄権の外にある。同様に、七五年規程のいかなる条項もアルゼンチンにより主張された悪臭の問題を扱っていない。したがって、同様の理由でアルゼンチンの観光業に対する悪臭の影響に関する主張もまた裁判所の管轄とはならない（52項）。

2　手続義務違反の可否（67―168項）

(1)　手続義務と実体義務の関連性

手続義務の違反は自動的に実体義務の違反をもたらすというアルゼンチンの主張に対して、裁判所は次のように判示する。七五年規程は、一方の当事国が単に手続義務を遵守することによって実体義務を履行することになろうということを全く示していないし、手続義務の違反が自動的に実体義務の違反を引き起こすということも全く示していない。同様に両国が実体義務を遵守したという事実は、まさにそれによって手続義務を遵守したとみなされることを意味しないし、手続義務を遵守することから免れることを意味しない（78項）。

(2)　手続義務とその相互関係

(a)　ウルグアイのCARUへの通報義務

工場建設の計画がその認可又は実施より前にＣＡＲＵに通報されなければならないとするアルゼンチンの主張に対して（99項）、裁判所は次のように判示した。裁判所は、七五年規程第七条一項に従って、ＣＡＲＵにこのような手続の初期段階で提供されなければならない情報は、当該計画が他国に重大な損害を引き起こし得るか否かを迅速にかつ予備的根拠でＣＡＲＵが決定することを可能としなければならないということに留意する。ＣＡＲＵにとって、このような段階では、河川及び水質への実際の影響を判断することが問題ではなく、当該計画が七五年規程に規定された協力手続に該当するか否かを決定することが問題なのである。計画作業が他方当事国に重大な損害を引き起こし得るか否かの予備的評価をＣＡＲＵができるくらい十分に進展した計画を七五年規程上の計画国が有している場合には直ちに、その計画国はＣＡＲＵに通報するよう求められると考える。その段階では、提供された情報は、しばしばさらなる時間と資源を必要とする計画の環境影響の完全な評価で構成される必要は必ずしもない。もとよりさらに完全な情報が利用可能となれば、もちろん、予備的評価を行うのに可能な限りの根拠をＣＡＲＵに伝達しなければならない。いずれにせよ、ＣＡＲＵへの通報義務は、関係機関が初期環境の認可を得る目的で計画を立てた段階でかつその認可が付与される前に適用可能となる（105項）。本件においてウルグアイは何度も、とりわけＣＭＢ工場については二〇〇二年一〇月一七日及び二〇〇三年四月二一日に、オリオン工場については二〇〇四年一一月一六日にＣＡＲＵにより要請を受けたにもかかわらず、七五年規程第七条一項の情報をＣＡＲＵに伝達しなかったことに留意する。ウルグアイは、二〇〇三年五月四日、単にＣＡＲＵにＣＭＢ工場に関するＥＩＡの一般公表の概要を送付したにとどまる。ウルグアイはオリオン工場についていかなる文書もＣＡＲＵに送付しなかった。その結果、ウルグアイは七五年規程第七条一項の手続を遵守することなく、二〇〇三年一〇月九日にＣＭＢに対して、二〇〇五年二月一四日にボトニアに対して初期環境の認可を付与した（106項）。さらに、ウルグアイが事前に当該計画をＣＡＲＵに通報することなく、二〇〇五年四月一二日にボトニアにオリオン工場の建設の第一段階の認可を付与し、二〇〇五年七月五日に排他的利用のために港湾ターミナルを建設する認可及び工業目的で河床を利用する認可を付与したことに留意する（107項）。関係企業を通して又はその他の非政府筋からＣＡＲＵに伝えられた当該計画に関する情報は、七五年規程第七条一項の通報義務に取って代わり得ないと考える（110項）。したがって、上述のことから、ウルグアイは、両工場及

びオリオン工場に隣接する港湾ターミナルについての初期環境の認可を付与する前に当該計画活動をCARUに通報しなかったことによって、七五年規程第七条一項の義務を遵守しなかったと結論する（111項）。

（b）ウルグアイのアルゼンチンへの通報義務

ウルグアイのアルゼンチンへの通報義務の履行の有無について、裁判所は次のように判示した。他国に重大な損害を引き起こし得るすべての計画について決定される必要のあるEIAが、七五年規程第七条二項[7]及び三項[8]に従って、CARUを通して、関係当事国により他方当事国へ通報されなければならないことに留意する。関係国は当該計画の環境上の実行可能性を決定する前にEIAを考慮して通報を行わなければならないということに留意する（120項）。本件において、両工場のEIAのアルゼンチンへの通報がCARUを通して行われず、さらにウルグアイは両工場の初期環境の認可が付与された後にアルゼンチンへ当該評価書を送付しただけであったということに留意する。したがって、CMBについては二〇〇三年一〇月二七日及び同年一一月七日に問題がアルゼンチンに通報されたが、一方で初期環境の認可は既に二〇〇三年一〇月九日に付与されていた。オリオンについては二〇〇五年八月及び二〇〇六年一月にその書類がアルゼンチンに送付されたが、これに対して初期環境の認可は二〇〇五年二月一四日に付与されていたのである。ウルグアイはDINAMAに提出されたEIAに基づく初期環境の認可及び建設の認可を通報前に付与すべきではない。実際にそうすることによって、ウルグアイは七五年規程の手続義務よりも自国の立法を優先し、十分に確立した慣習法であるウィーン条約法条約第二七条を無視した（121項）。上述のことから、ウルグアイが七五年規程第七条二項及び三項の下で、CARUを通してアルゼンチンに当該計画を通報する義務を遵守することを怠ったと結論する（122項）。

（3）ウルグアイの交渉義務

ウルグアイによる七五年規程第一二条[9]の交渉義務の履行の有無について、裁判所は次のように判示した。ウルグアイが七五年規程第七条ないし第一二条の協議及び交渉期間中、当該計画中の工場及び港湾ターミナルの建設を実行又は認可する権利を有していなかったと認定する。「河川の最適かつ合理的利用のために必要な共同機構」（第一条）によって制定された諸手続を適用する前に争いのある活動を開始することは、七五年規程の趣旨及び目的に反するであろう（143項）。したがって、両国の一方に対す

る重大な損害を防止するための手続上の協力メカニズムが進行中である限りは、計画活動開始国はそのような作業を認可しない、より強くはそれを実施しない義務を負う（144項）。実際、慣習国際法によれば、ウィーン条約法条約第二六条にある通り、「効力を有するすべての条約は、当事国を拘束し、当事国は、これらの条約を誠実に履行しなければならない」。これは諸国家間の協力に不可欠である手続義務を含む、条約により規定されるすべての義務に適用される（145項）。計画活動開始国が、七五年規程第七条ないし第一二条に規定される協力メカニズムの終了を待つことなく計画活動を認可又は実施するなら、そのメカニズムの意味を失うであろう。本件がこれにあたる場合には、両国間の交渉はもはやいかなる意味も有しないであろう（147項）。この点において、ウルグアイにより承認されたパルプ工場の準備作業は例外を構成しない。このような作業は、事実、計画中の工場の建設の不可欠の部分をなす（148項）。上述のことから、GTAN設立合意は、七五年規程第七条の伝達・通報義務から逸脱することをウルグアイに許可しておらず、また交渉期間終了前にフライ・ベントスに工場及び港湾ターミナルの建設を認可することによって、ウルグアイが当該規程第一二条の交渉義務を遵守することを怠ったと結論する。したがって、ウルグアイは七五年規程第七条ないし第一二条に規定される協力メカニズムの全体を無視した（149項）。

（4）交渉期間終了に伴うウルグアイの義務

交渉期間の終了後もウルグアイには「いかなる建設もしてはならない義務」が課せられるかについて、裁判所は次のように判示した。「いかなる建設もしてはならない義務」が七五年規程には明示的に規定されていないことに留意する。七五年規程はその解釈・適用に関するすべての紛争を解決するための管轄権を裁判所に付与するが、しかしながら、当該規程は、計画活動を認可するか否かを最終的に決定する役割を裁判所に付与していないことに留意する。したがって、計画開始国は交渉期間終了後も自らの責任において建設を継続することができる（154項）。交渉期間が終了したのであるから、計画国の責任において計画を実施する権利を包含すると考える（155項）。上述のことから、第一二条に規定された交渉期間が二〇〇六年二月三日に終了した後、ウルグアイは「いかなる建設もしてはならない義務」を負っていなかったと結論する。したがって、ウルグアイの違法行為はその期間を超えて拡張され得ない（157項）。

3　実体義務違反の可否（169―266項）

（1）証明責任

裁判所は証明責任の配分について次のように判示した。まず、「原告に証明責任がある（*onus probandi incumbit actori*）」という確立した原則に従って、諸事実の存在を証明するために確かな諸事実を主張することが当事国の義務であると考える（162項）。もちろん原告がまず第一にその主張を実証する関連証拠を提出すべきことが期待される。しかしながら、このことは裁判所に付託された紛争を解決する助けとなり得る証拠の提供に被告が協力しなくてもよいということを意味しない（163項）。予防的アプローチは七五年規程の諸条項の解釈・適用に関連するかもしれないが、それが証明責任の転換として機能するということにはならないと考える（164項）。

（2）実体義務の違反

（a）土壌及び森林の管理が河川レジーム及び水質を害しないようにすることを確保する義務（第三五条）[10]

オリオン工場への原料供給のために大規模なユーカリの植栽を実施するというウルグアイの決定が当該河川の水質に影響を及ぼすか否かについて、裁判所は次のように判示した。すなわち、実際にアルゼンチンはパルプ工場からの排出が当該河川の水質に及ぼす影響について詳細にわたる主張を行ったが、当該河川の水質とウルグアイのユーカリの植栽の有害な関係に関するいかなる同様の主張をも裁判所に提示しなかった。アルゼンチンはこの問題に関する主張を確定しなかったと結論する（180項）。

（b）生態系のバランスの変化を回避するために諸措置を調整する義務（第三六条）[11]

裁判所は、ウルグアイによる七五年規程第三六条の生態系バランス変化回避のための諸措置調整義務の履行の有無について次のように判示した。七五年規程第三六条の義務は両国に向けられたもので、かつ生態系バランスの変化を回避するためにＣＡＲＵを通して必要な措置を調整するという特定の行為を規定したものと考える。単独で又は共同で規制的又は行政的措置を採用しそれらを実行する義務は行為の義務である。したがって、七五年規程第三六条の下で、両国は当該河川の生態系バランスを維持するための必要な措置をＣＡＲＵを通してとるに際して相当の注意を払うことが求められる（187項）。ウルグアイが七五年規程

第三六条に違反して当該条項により想定されるような調整を行うことを拒否したということをアルゼンチンは確信的に証明しなかったと考える（189項）。

（c）汚染防止及び水中環境保護義務（第四一条）[12]

（i）ＥＩＡ

裁判所はウルグアイのＥＩＡの実施の有無について次のように判示した。七五年規程第四一条（a）（b）の下における義務を適切に遵守するために、当事国は、越境損害を引き起こし得る活動について、水中環境を保護及び保全することを目的として、ＥＩＡを実施しなければならない。七五年規程第四一条（a）における保護及び保全する義務は、計画中の産業活動が越境的な文脈において、とりわけ共有天然資源に対して重大な悪影響を及ぼす危険がある場合に、ＥＩＡを行うという慣行に従って解釈されなければならない。この慣行は、近年、諸国間において大変広範に受容されてきたので、今や一般国際法上の要件とみなすことができるかもしれない。さらに、当該河川レジーム又は水質に影響を及ぼし得る作業計画国が、このような作業の潜在的な影響についてＥＩＡを行わなかった場合には、相当の注意及びそれが含意する警戒及び防止義務は果たされたとはみなされないであろう（204項）。七五年規程も一般国際法もＥＩＡの範囲及び内容を規定していない。アルゼンチンとウルグアイはエスポー条約[13]の当事国でもない。ＵＮＥＰ目標及び原則[14]は両国を拘束しない。したがって、その国内立法又は当該計画の認可プロセスにおいて、各国は、提案された開発の性質及び程度、環境に対する起こり得る悪影響並びにそのような評価を実施する際に相当の注意を払う必要を考慮して、ＥＩＡの具体的な内容を決定すると考える（205項）。

①フライ・ベントスにおけるオリオン工場の立地

裁判所は、アルゼンチンが言及したＵＮＥＰ目標及び原則に関して、ＥＩＡには「適当な場合には、実際の役に立つ代替案の記述」が最低限含まれるべきであると原則四（c）が規定していることを想起する。フライ・ベントスという場所の適切性が総合的に評価され、かつその他の候補地が考慮に入れられたことをウルグアイが繰り返し述べたこともまた想起される。さらに、ＩＦＣ（the International Finance Cooperation）による二〇〇六年九月の最終累積影響調査（Final Cumulative Impact Study）

によれば、二〇〇三年にボトニアは、フライ・ベントスを選ぶ前に計四つの場所を評価したということを証明していることに留意する。したがって、最終的な場所が決定される前に候補地の評価が行われたとするアルゼンチンの主張に納得できない（210項）。

②被影響住民との協議

裁判所は、アルゼンチンにより採用された諸文書から、被影響住民と協議を行ういかなる法的義務も両国に生じないと考える（216項）。諸事実から、ウルグアイは初期環境の認可の前後を通してアルゼンチンとウルグアイの両河岸の被影響住民との協議を目的とする活動を開始したことに留意する。これら諸活動にはアルゼンチンのＮＧＯの参加を伴った、リオ・ネグロにおける二〇〇三年一二月二日の会合及びフライ・ベントスにおける二〇〇四年五月二六日の会合が含まれていた。さらに二〇〇四年一二月二一日にはフライ・ベントスにて公聴会が開催された。フライ・ベントスの住民とウルグアイ及びアルゼンチンの近隣の住民がその会合に参加し、疑問や懸念を含む一三八の文書を提出した（217項）。上記に鑑みて、ウルグアイによる被影響住民との協議が実際に行われたと認定する（219項）。

（ii）オリオン工場で使用された生産技術の問題

オリオン工場が最善の利用可能な技術を使用しておらず国際基準に達していないとするアルゼンチンの主張に対して（220項）、裁判所は次のように判示した。すなわち、使用された技術の観点及び両国が裁判所に提出した文書――とりわけＩＰＣＣ-ＢＡＴ（Integrated Pollution Prevention and Control Reference Document on Best Available Techniques）に関する――に基づく観点から、オリオン工場は廃水の排出について最善の利用可能な技術に適合していないとするアルゼンチンの主張を裏付けるいかなる証拠も存在しない。以下に示されるようにオリオン工場が、七五年規程、ＣＡＲＵダイジェスト並びに当該工場から排出される廃水の１ℓあたりの廃水濃度及び一日に排出される廃水の絶対量についての両国の適用可能な規則に従っていないことを証明するいかなる明白な証拠もアルゼンチンによって提出されなかった（225項）。アルゼンチンが工場の廃水の排出に関する証拠の生成について不利な状態にあったとは考えられない（226項）。測定値がウルグアイの法令No.253/79及びＭＶＯＴＭＡによる初期環境の認可によって設定された基準を超えた唯一のパラメーターは窒素、硝酸及びＡＯＸ（吸着性有機ハロゲン）である。そ

のような場合、一日の測定値は限界値を超える。しかしながら、二〇〇五年二月一四日の初期環境の認可は、明らかにパラメーターの一年間の平均を念頭に置いている。ＡＯＸ濃度は工場の操業開始後の二〇〇八年一月九日、一時、13㎎/Ｌという高い水準に達したが、ＥＩＡに使用され、かつその後ＭＶＯＴＭＡにより規定された最大限界値は6㎎/Ｌであった。しかしながら、このことが稀な出来事ではなくむしろ持続的な問題であるという確信的な証拠を欠いているので、裁判所はウルグアイが七五年規程の諸条項に違反したと結論する立場にない（228項）。

（ⅲ）排出による河川の水質への影響

①溶解酸素

オリオン工場による河川中への物質の排出が、河水の溶解酸素の最低水準（5.6㎎/Ｌ）を定めたＣＡＲＵの基準を下回っているとするアルゼンチンの主張に対して（238項）、裁判所は次のように判示した。操業後の溶解酸素の平均値が3.8㎎/Ｌであることが実際に証明されれば、それはＣＡＲＵダイジェストで要求される1ℓあたりの溶解酸素の最低値5.6㎎/Ｌを下回るので、ＣＡＲＵ基準の違反を構成するということに留意する。しかしながら、アルゼンチンによってなされた申立では証明されていないと認定する。時間の経過の中で一連のデータのいかなる著しい変化もみられないし、アルゼンチンにより言及されたＯＳＥにおける酸素需要が溶解酸素を意味するものと解されるべきであるとする主張を裏付けるいかなる証拠も存在しないと結論する（239項）。

②リン

オリオン工場が富栄養化及び高濃度のリンの要因であるとするアルゼンチンの主張に対して（241項）、裁判所は次のように判示した。ＣＡＲＵが当該河川における全リン及びリン酸塩の水準に関する水質基準を制定しなかったことに留意する。同様に、アルゼンチンは全リンのいかなる水質基準をも有していない。したがって、ウルグアイによって制定された全リンの水質及び廃水の限界値を利用しなければならない（242項）。提出された証拠に基づいて、オリオン工場は今のところ廃水の排出における全リンの基準を遵守したと認定する（243項）。オリオン工場によって当該河川に排出された全リンの量が、それ以外の源から当該河川に排出されたすべての全リンに照らしてわずかな量であると考える。したがって、当該河川における全リンの濃度水準が水質基

準に関するウルグアイ法で定められた限界値を超えているという事実は、当該工場の稼動以前の相対的に高い全リン含有量を考慮すると、七五年規程第四一条（a）に違反したとは考えられ得ないと結論する（247項）。

③フェノール性物質

オリオン工場が操業を開始するや否や、フェノール性物質がCARUの基準を超過したとするアルゼンチンの主張に対して（251項）、裁判所は次のように判示した。両国によって提出された記録及びデータに基づいて、当該河川におけるフェノール性物質の濃度水準の主張されるところの上昇をオリオン工場の操業に帰せしめるための十分な証拠が存在しないと結論する（254項）。

④河川環境におけるノニルフェノールの存在

オリオン工場によるノニルフェノールの排出が河川環境に損害を引き起こしたとするアルゼンチンの主張に対して（255項）、裁判所は次のように判示した。二〇〇八年一一月以来、ノニルフェノールの検査が実施されてきたが、しかしながら、アルゼンチンは、河水中に検出されたノニルフェノールとオリオン工場との関連を証明する明白な証拠を示さなかったと考える（257項）。

⑤ダイオキシン及びフラン

オリオン工場の操業開始に伴い河川中のダイオキシン及びフランの濃度が上昇したとするアルゼンチンの主張に対して（258項）、裁判所は次のように判示した。当該河川のダイオキシン及びフランの上昇とオリオン工場の操業とを関連付けるいかなる明白な証拠も存在しないと考える（259項）。

⑥生物多様性への影響

生物多様性への影響について裁判所は次のように判示した。ウルグアイがその動植物相の保護を含む水中環境を保全する義務に違反したと結論するのに十分な証拠を得られなかった。その記録はむしろ、オリオン工場からの排出と、ワムシの奇形又はサバロ魚のダイオキシン若しくは二枚貝の脂質の低下との明白な関係が証明されなかったことを示している（262項）。

⑦大気汚染

オリオン工場の操業による大気汚染に起因して当該河水が間接的に汚染されたといえるか否かについて、裁判所は次のように

判示した。その記録はオリオン工場による大気中への放出を通して当該河川の水中環境に悪影響を伴った物質がもたらされたとするいかなる明白な証拠をも示していない（264項）。

（ⅳ）第四一条の結論

上述のことから、ウルグアイが相当の注意を払って行動しなかった、あるいは二〇〇七年一一月の操業開始以来、オリオン工場からの廃水の排出が、有害な影響をもたらし又は当該河川の生物資源、水質若しくは生態系のバランスに害をもたらしたということを示すいかなる決定的な証拠もその記録には存在しない。したがって、提出された証拠に基づいて、裁判所は、ウルグアイが七五年規程第四一条の義務に違反しなかったと結論する（265項）。

（ⅴ）継続義務：モニタリング

裁判所は継続義務を次のように判示した。共同機構が七五年規程によって設立されたように、当該規程によりそれに付与された権限――当該河川の水質をモニタリングする任務及びオリオン工場の操業による水中環境に対する影響を評価する任務を含む――をＣＡＲＵが継続的に行使できるようにする義務を両国は有している。一方で、ウルグアイには、七五年規程第四一条に従って工場の操業のモニタリングを継続する義務並びにウルグアイの国内規則及びＣＡＲＵにより定められた基準をボトニアが遵守する義務がある。両国は、七五年規程の下で、ＣＡＲＵを通して協力を継続する法的義務及びＣＡＲＵが環境を保護する一方で当該河川の衡平な利用を促進するために必要な手段を立案することができるようにする法的義務を負っている（266項）。

4　ウルグアイの国家責任の解除（267―281項）

ウルグアイの国家責任の解除方法について、裁判所は次のように判示した。慣習国際法は、損害に対する補償の一形態として、違法行為の発生前の状態に回復するという原状回復を備えていることを想起する。さらに、原状回復が物理的に不可能であるか、それから生じる利益と著しく均衡を欠くような負担を伴う場合には、賠償又はサティスファクション若しくはその両方が補償の形態となることを想起する（273項）。補償のその他の形態と同様、原状回復も違法行為の性質を考慮して損害に比例したものでなければならない（274項）。ウルグアイは交渉期間終了後、オリオン工場の建設及び操業の進行を妨げられず、またウルグアイは七

五年規程のいかなる実体義務にも違反していないので、工場の撤去を命じることは手続義務の違反に対する妥当な救済を構成しないであろう（275項）。最後に、その趣旨及び目的の実現を達成するために、七五年規程は両国を互いに協力する義務の下に置いていることに留意する。このような協力する義務は、例えばオリオン工場のような工場施設の継続的なモニタリングを含む（281項）。

5　判決主文（282項）

このような理由から、裁判所は（1）一三対一で、ウルグアイは七五年規程第七条ないし第一二条の手続義務に違反したこと及びこのような違反の宣言は妥当なサティスファクションを構成することを認定する。（2）一一対三で、ウルグアイは七五年規程第三五条、第三六条及び第四一条の実体義務に違反しなかったと認定する。（3）全会一致で、両国によるその余のすべての請求を棄却する（282項）。

四　解説

これまで国際司法裁判所（以下、「ＩＣＪ」という。）において、国際環境法をめぐる諸問題の審理が予期された事例として、一九九七年のガブチコボ・ナジュマロシュ計画事件判決がある[15]。そこでは、「一九七七年条約の終了を正当化する根拠の一つとしてハンガリーが国際環境法の新たな展開という事由を提起したことから、裁判所が創設以来初めて国際環境法の問題に正面から取り組むことが期待された事例であった」[16]といわれた[17]。しかし、裁判所は国際環境規範を具体的に適用することはなく、「環境上の争点に対するＩＣＪのアプローチは、国際環境法の発展に実質的に貢献するものではなかったというのが一般的な見方である」[18]といわれている[19]。したがって、しばしば「環境保護に関する紛争は二国間の争訟事件にふさわしいものではない」[20]とまでいわれてきた。このような中、本判決では、国際環境法に関連する条項を多数有する七五年規程の解釈・適用が問題となったことから、ＩＣＪが本格的に環境紛争に取り組むことが期待された。実際にも非常に多くの点で国際環境法に関連した判示がなされたところであり、本判決は国際環境法の発展に大きく寄与し得ると考えられる。また、近年、国際河川をめぐる環境紛争におい

ては、各条約で設立される河川委員会による解決の有用性が指摘される中[21]、七五年規程は、ＩＣＪへの強制管轄権を認めていることからも分かるように、ＩＣＪでの紛争解決を強く望むものとして特徴的な性格を有している。

1　手続義務

（1）事前通報義務

七五年規程は、事前通報義務について、ＣＡＲＵへの通報義務及び他方当事国への通報義務の二つの義務を規定している。同規程第七条一項は前者の義務を課す。すなわち、新たな水路の建設、既存の水路の改変又は航行・河川レジーム・水質に影響を及ぼし得る作業の実施という三つの場合のいずれかに該当する場合には、ＣＡＲＵへの通報を義務付けており、この通報を受けてＣＡＲＵは、予備的根拠に基づいて三〇日以内に当該計画の損害の重大性の有無を判定する仕組みである。このような条項は、広範な計画活動に関して、計画活動の非常に初期の段階で通報を義務付けている点、第三者機関たるＣＡＲＵへの通報を義務付け、ＣＡＲＵに損害の重大性の判定を委ねた点につき、最も先進的な河川条約であるといえよう。本条項の解釈・適用に関して、裁判所は、主として次の三点を指摘した。第一は、通報の時期について、ＣＡＲＵが損害の重大性を予備的根拠に基づいて評価できるくらいに計画が進行していれば通報義務が生じるとし、それは具体的には関係機関が初期環境の認可を得る目的で計画を立てた時点でかつ認可を付与する前であるとした（105項）。第二は、通報の内容について、完全なＥＩＡである必要はないとした。ただ、完全な情報が利用可能となればその時点で追加情報をＣＡＲＵに提供する必要はある（105項）。第三は、通報者について、関係企業や非政府筋による通報では本条項を遵守したことにはならないとした（110項）。裁判所は、以上の諸点を検討した結果、ウルグアイのＣＡＲＵへの通報義務違反を認定したのである。これまでにも事前通報義務を確認した判例として、コルフ海峡事件判決[22]、ラヌー湖事件判決[23]などが見られるが、本判決では事前通報義務の存在の確認のみならず具体的な解釈・適用がなされた点で一定の意義を有するといえるが、この意義は七五年規程の解釈・適用に限定されることに留意する必要があろう。

（2）交渉義務

交渉義務は、これまでにもラヌー湖事件判決[24]、北海大陸棚事件判決[25]及び漁業管轄権事件判決[26]などで確認されてきたが、本判決

においても七五年規程第一二条に従って両国に交渉義務が課せられた。そこで問題となるのが、交渉義務違反の判断基準であるが、ラヌー湖事件判決は、諸国家には合意を締結するための最善の諸条件を提供し得るすべての対話を誠実に受け入れる義務が現れるとし、国家がその議論を不当に放棄したり異常に遅延したり、合意された手続を無視したり、反対の提案あるいは諸利益を考慮に入れることを拒否したりした場合には、誠実に交渉する義務の違反を構成するとし[27]、交渉義務の違反にあたる事項を列挙した。また、一九九七年にＩＬＣで採択された国際水路非航行利用条約[28]は、第一七条三項で、「協議と交渉の期間中、措置を計画する国は、協議と交渉の開始の要請時に当該他国から要請があれば、別段の定めがある場合を除き六ヶ月間、かかる措置の実施又は実施の許可を差し控える」と規定するが、その「措置」の具体的範囲及び内容はコメンタリーにおいても明らかにされていない[29]。

その点、本判決において、裁判所は、交渉義務違反を認定するにあたり、交渉期間中に計画活動が進行されれば交渉の意味が失われるとして、計画活動の作業の認可・実施が禁止されるとした上で（144項）、ウルグアイによるパルプ工場の準備作業の認可の付与は、計画中の工場の建設の「不可欠の部分」をなすと判示した（148項）[30]。裁判所は、交渉義務違反の有無を判断するにあたり、計画活動の「不可欠の部分」を構成する作業の認可・実施がなされたか否かを基準とし、「不可欠の部分」には、工場本体の建設の認可及びそれに隣接する港湾ターミナルの建設の認可が含まれることを示した。このように計画活動の「不可欠の部分」に該当するか否かを基準とする裁判所の判示は、交渉義務を規定する条約の解釈に一定の示唆を与えるものとなり得るように思われる。

（3）交渉期間終了後の計画国の作業開始

交渉期間終了後、ウルグアイは工場の建設を開始することが許されるか否かについて、裁判所は、まず、リトアニア＝ポーランド間の鉄道運輸事件勧告的意見による「交渉義務は合意に達する義務を意味しない[31]」とする判示を確認した（150項）。続いて、裁判所は、七五年規程には建設作業の開始を禁止する規定が置かれておらず、建設作業の認可付与の適否を判断する権限が裁判所には存しないとして、交渉期間終了後は、計画国は自らの責任において計画作業を実施する権利を有し、したがってウルグア

イの交渉義務の違反は交渉期間を超えて拡張されることはないとした（154項、155項、157項）[32][33]。交渉期間終了後は計画国の責任において作業を開始することができるとする立場は、既に判例[34]・学説[35]・条約[36]で認められてきた。本判決は、このような学説の主張と軌を一にした形で、交渉期間終了後の計画国の作業実施の可否について判断したものと解せられる。

2　実体義務

（1）証明責任

本件において、アルゼンチンは、七五年規程の予防的性質から証明責任は原告としてのアルゼンチンのみならず被告としてのウルグアイにも存する旨主張したのに対して（160項）、ウルグアイは過去の判例法理から証明責任は原告としてのアルゼンチンにあると主張した（161項）。この点に関して、裁判所は、予防的アプローチによる証明責任の転換を否定し、「原告に証明責任がある（*onus probandi incumbit actori*）」の原則を採用した、黒海海洋画定事件判決[37]、島及び岩礁領有権事件判決[38]、ジェノサイド条約適用事件判決[39]、ニカラグア軍事活動事件判決[40]を引用し（162項）、原告アルゼンチンに証明責任を課した。その結果、裁判所は、土壌及び森林の管理が河川レジーム及び水質を害しないようすることを確保する義務（第三五条）、生態系のバランスの変化を回避するために諸措置を調整する義務（第三六条）、汚染防止及び水中環境保護義務（第四一条）の違反をそれぞれ検討した結果、いずれも原告アルゼンチンの証明が不十分であることを理由に訴えを斥けている（180項、189項、228項、239項、247項、254項、257項、259項、262項、264項）。このことは、国際環境紛争において、これまでもトレイル熔鉱所事件判決[41]及びラヌー湖事件判決[42]において示された原告の証明責任の困難性が、本判決においても依然として引き継がれているといえよう。

（2）適用法規

本判決は、実体義務の違反を判断するにあたり、第一次的に七五年規程第四一条の適用を検討し、これが一般的・抽象的な規定にとどまる場合は、第二次的にＣＡＲＵにより制定された基準を、それも明確でない場合には、最終的に、各紛争当事国の国内法に照らして判断することを示した。裁判所は、ウルグアイのＥＩＡの実施の有無を判断するに際して、七五年規程も一般国際法もその範囲及び内容を明らかにしていないとして、最終的に各当事国の国内法及び計画の認可プロセスを適用した（205項）。

また、オリオン工場で使用された生産技術の問題を判断する中で、裁判所は、ウルグアイの国内法及びＭＶＯＴＭＡの認可の基準に照らして判断した（228項）。さらに、オリオン工場からの排出に起因する河川中のリンの濃度に関して、裁判所は、ＣＡＲＵの基準もアルゼンチン国内法上の規定も存在しないことから、ウルグアイの国内法上の基準に照らして判断することを決定した（242―247項）。このように、適用可能な条約及び河川委員会の規則が存在しない場合には、最終的に紛争当事国の国内法に照らして判断されることになるが、国によってそれぞれ法規範の内容は異なることから、条約や河川委員会によって統一的な具体的基準を整備することの必要性が提起されているといえよう。

（3）国際司法裁判所規程第五〇条に基づく鑑定依頼の必要性

国際環境紛争は、しばしば科学的・技術的な複雑性を帯びることから、裁判所は、事実認定を行う際に、国際司法裁判所規程第五〇条に基づいて専門家に取調又は鑑定を依頼すべきであるとする主張がしばしばなされているところである[43]。しかし、ＩＣＪ及びＰＣＩＪがこれまでに同裁判所規程第五〇条を用いたケースとしては、ホルジョウ工場事件判決[44]、コルフ海峡事件判決（本案）[45]、コルフ海峡事件判決（賠償額の査定）[46]、メイン湾事件判決[47]しかない。国際環境紛争であるガブチコボ・ナジュマロシュ計画事件判決において、裁判所は、専門家による鑑定の依頼を行うことはなかった。その点、本件においても、裁判所は、提出された証拠を基に裁判所自身が事実を認定し法の適用を行うと宣言し、専門家を利用することはなかった（168項）。これに対して、六人の判事から、同裁判所規程第五〇条を利用しなかったことに対する批判がなされている[48]。このように事実認定を行うに際して、科学的・技術的に複雑な証拠の鑑定を専門家に嘱託すべきとする近時の要請の高まりを受けて、裁判所が今後どのように対処して行くのかその動向が注目されよう。

（4）衡平利用原則及び持続可能な発展

本件において、裁判所は、最適かつ合理的利用義務を規定した七五年規程第一条及び両国の河水を利用する権利を定めた同規程第二七条を解釈するにあたり、「共有資源及びその環境保護につき他の沿河国の諸利益が考慮されないならそのような利用は、衡平かつ合理的であるとはみなされ得ないであろう」として、国際河川に関する原則である衡平利用原則の存在を指摘した（177

項）。同原則は、これまでにも、オーデル河国際委員会事件判決[49]、ラヌー湖事件判決[50]、ガブチコボ・ナジュマロシュ計画事件判決[51]で確認されている。しかし、衡平利用原則は未だ法規範が明確でなく、それゆえ同原則を実際の紛争解決に適用することが可能かといえば、慎重にならざるを得ないのが現状であろう[52]。衡平利用原則の法規範としての未熟さは、本判決において七五年規程第一条及び第二七条が実際に適用されることなく、その趣旨及び目的の説示にとどまったことにも現れているように思われる。

また、本件において、裁判所は、七五年規程第一条及び第二七条に関して、「最適かつ合理的利用の実現には、経済及び商業活動のために当該河川を利用する両国の権利や必要性と、そのような活動によりもたらされ得る環境へのいかなる損害からも当該河川を保護する義務との間の調和が求められる」（175項）とし、「水の利用と、持続可能な発展の目的に両立する河川の保護とを調和させる必要性」（177項）を指摘した。このように、裁判所は、ガブチコボ・ナジュマロシュ計画事件判決に続き[53]、持続可能な発展に言及した。

（5）ＥＩＡ実施義務

ＥＩＡ実施に関して、ガブチコボ・ナジュマロシュ計画事件判決において、ハンガリーとスロバキアの間の主張には見解の相違がみられた[54]。これについて、裁判所は直接的にＥＩＡの実施について判断することはなかったが[55]、「環境の脆弱性の認識及び環境上の危険が継続的な基礎に基づいて評価されなければならないという認識は、一九七七年条約の締結以来、ここ何年かのうちに、非常に強くなってきた[56]」としたことから、暗にＥＩＡの必要性に言及したとも考えられるものであった。

本判決では、このような裁判所の立場をさらに前進させ、計画活動が共有天然資源に対して重大な悪影響を及ぼすおそれがある場合には、ＥＩＡを実施する義務が生じ、それは今や一般国際法上の要件であるとみなすことができるかもしれないと判示した（204項）。このような、ＥＩＡの一般国際法性を認めた裁判所の判断は初めてであり注目に値する[57]。しかし、その一方で、ＥＩＡの具体的な範囲及び内容に関しては、七五年規程も一般国際法も明確な規範を有していないとした（205項）。ただ、その内容として、裁判所は、ウルグアイによる工場の代替地の問題と、被影響住民との協議のそれを検討した結果、共にウルグアイによって適切に評価がなされたと判断した（210項、219項）[58]。なお、前者について、裁判所は、アルゼンチンの援用したＵＮＥＰ目

標及び原則四（c）に留意しつつ判断したのに対して（210項）、後者については、アルゼンチンの援用したエスポー条約及びUNEP目標及び原則を考慮することなく、被影響住民との協議はあくまでもウルグアイが自発的に行ったものであるという認識の下判断した（216―217項）。このようなことから、裁判所は、上述の後者、被影響住民との協議の必要性よりも、上述の前者、すなわち代替案・代替地の検討の必要性のほうがより国際法上の規範形成が進んでいると認識しているものと思われる。

（6）防止義務

防止義務については、これまでも核兵器使用の合法性事件判決[59]及びガブチコボ・ナジュマロシュ計画事件判決[60]において、「国家の管轄及び管理下の活動が他国又は国家の管理を超える地域の環境を尊重することを確保する国家の一般的義務の存在は、今や環境に関する国際法典の部分を構成する」という判示が繰り返し確認されてきたところである。本判決でも、裁判所は、この判示を踏襲した（194項）。また、裁判所は、「相当の注意」をその内実とする防止義務の慣習国際法性を肯定し、それは、「国家がその領域又はその管轄下において行われる他国の環境に重大な損害を引き起こす活動を回避するために利用することのできるすべての手段を行使する義務」であるとした（102項）。

さらに、防止義務は、「適切な規則及び措置の採用だけでなく、他方当事国の権利を保護するための公的及び私的運行者によるモニタリングのような行政的管理の実施及び行使における一定水準の警戒を伴う義務である」とし、「相当の注意」義務の履行に際してモニタリングの実施が要求されることを明らかにした（197項）。さらには、EIAの実施及び工場により使用されている技術の問題も「相当の注意」義務違反の判定要素となることを指摘した（204―205項、223項）。このような諸要素の検討の結果、裁判所は「相当の注意」を払って行動しなかったことを示す証拠が存在しなかったとして、ウルグアイの「相当の注意」義務違反を否定した（265項）。今日、「相当の注意」義務に関しては、本件のような国際環境判例以外にも、外国人の処遇や国際人権法の分野で多数の判例がみられるところであるが、両者を比較すれば、前者（国際環境判例）は「相当の注意」義務違反の認定基準が厳格であるといえるのに対して、後者（外国人の処遇及び国際人権判例）は義務違反の認定が比較的なされ易い傾向にあるように思われる[61]。このように、本件では、環境紛争における防止義務違反の認定のハードルが依然として非常に高い状態にあるこ

とが示される結果となったといえよう。

3　国家責任の解除

本判決で、裁判所は、ウルグアイの手続義務の違反を認定する一方で、実体義務の違反を否定した。そこで、ウルグアイの手続義務の違反に対する国家責任の解除方法として、アルゼンチンが主張するようなオリオン工場の撤去という原状回復が妥当であるか否かが検討された。裁判所は、国家責任の解除としての原状回復の慣習国際法性を認めた上で、アルゼンチンが援用した国家責任条文第三五条が規定するように、それが物理的に不可能であるか、それから生じる利益と比べて著しく均衡を欠くような負担を伴う場合には、原状回復という解除が適切ではないことを確認した（273項）。その結果、裁判所は、本件について、単なる手続義務の違反に対して原状回復という解除方法は均衡を失すると結論した（275項）。最終的に、裁判所は、国家責任の解除として、ウルグアイの手続義務の違反を認定するにとどまった（282項）。このことから、裁判所は、手続義務の違反に対して原状回復や損害賠償責任を課すことは適切ではないとする見解[62]と結果的に同様の立場をとったものと考えられる。

しかし、手続義務違反の責任としての対価が常に単なる義務違反の認定にとどまるのであれば、計画作業を実施したもの勝ちの状態を生じ、手続義務の法的効果が十分に担保されない事態に陥ってしまうのではなかろうか。そのことにより、紛争回避の機能を意図して条約等で詳細に規定された手続義務の法的効果は無に帰してしまうように思われる。したがって、本件は、裁判所において、手続義務の法的効果をいかにして担保するかという問題を提起しているといえよう。

4　判決後の展開

裁判所は、継続義務として、ウルグアイに工場のモニタリングを実施する義務を課すと共に、両国にＣＡＲＵを通して協力を継続する義務を課した（266項）。そこで、最後に判決後の展開を見ておくこととしよう。二〇一〇年四月二八日、アルゼンチンの大統領 Cristina Fernández de Kirchner と、ウルグアイの大統領 José Mujica がＩＣＪ判決後初めて会談を行った。両大統領は、ＩＣＪ判決を受け入れ、オリオン工場の環境に対する影響をＣＡＲＵを通してモニタリング調査を行うことで合意し[63]、同年六月二日、ウルグアイとアルゼンチンの両大統領は、ウルグアイ河の水質の監視及び管理に責任を負う二国間の文書を作成すること

に合意した。[64] 同年七月二八日、ウルグアイとアルゼンチンの両大統領は、最終的に、次のような共同モニタリング調査を実施することとした。[65] ＵＰＭ／ボトニアの内部のモニタリング調査にとどまらず、ウルグアイ河へ液体を排出するすべての産業活動のモニタリング調査をも包含するものとする。アルゼンチン側二名、ウルグアイ側二名の計四名の専門家による委員会を三〇日以内に設立し、これはＣＡＲＵの下に置かれる。専門委員会の結果はＣＡＲＵによって評価され、各国に送付され、恒常的に必要な措置がとられる。さらに報告書は印刷され公にされる。専門委員会による調査は一年に一二回行われる。調査はアルゼンチン側のグアレグアイチュでも行われる。[66]

二〇一〇年八月三〇日、最終的に、アルゼンチンとウルグアイの両外務大臣は、ウルグアイ河のパルプ工場をめぐる紛争の終結に合意し署名した。[67] その合意の中で、第一段階として、同年九月二日、専門家委員会が、ウルグアイのＵＰＭ／ボトニア工場及びウルグアイ河のアルゼンチン沿岸にてサンプル採取を行うものとし、さらに六〇日以内にロードマップ及びアジェンダを作成し、九〇日以内に第一報告書を作成し、ＣＡＲＵに報告することが約束された。[68]

（1） The Statute of the River Uruguay, (Salto, 26 February 1975), *United Nations Treaty Series*, vol. 1295, p. 340. 一九七六年九月一八日発効。当事国はウルグアイとアルゼンチン。本規程は、一九六一年のウルグアイ河境界条約第七条により、ウルグアイ河の最適かつ合理的な利用のために必要な共同機構を設立することを目的とする（第一条）。

（2） 第六〇条一項「直接交渉により解決できなかった［一九六一年のウルグアイ河境界］条約及び当該規程の解釈・適用に関するいかなる紛争も、いずれか一方の当事国によって、国際司法裁判所に付託することができる」。

（3） Case concerning Pulp Mills on the River Uruguay (Argentina *v.* Uruguay), Merits, Judgment of 20 April 2010, *ICJ Reports* 2010. 本判決に関する文献として、井上秀典「Pulp Mills Case (Argentina *v.* Uruguay) 20 April, 2010」『環境法研究』三五号（二〇一〇年）。Cymie R. Payne, "International Decisions : Pulp Mills on the River Uruguay (Argentina V. Uruguay)", 105 *American Journal of International Law* (2011), pp. 94-101. がある。

（4） Case concerning Pulp Mills on the River Uruguay (Argentina *v.* Uruguay), Request for the Indication of

Provisional Measures, Order of 13 July 2006, *ICJ Reports* 2006. 本件仮保全措置命令の研究として、玉田大「国際司法裁判所　ウルグアイ河のパルプ工場事件（仮保全措置命令　二〇〇六年七月一三日）」『岡山大学法学会雑誌』五六巻二号（二〇〇七年）がある。

（5）Case concerning Pulp Mills on the River Uruguay (Uruguay *v.* Argentina), Request for the Indication of Provisional Measures, Order of 23 January 2007, *ICJ Reports* 2007. 本件仮保全措置命令の研究として、玉田大「国際司法裁判所　ウルグアイ河のパルプ工場事件（仮保全措置命令　二〇〇七年一月二三日）」『岡山大学法学会雑誌』五七巻一号（二〇〇七年）がある。

（6）〔第三六条〕「両国は、生態系のいかなるバランスの変化をも回避するための必要な措置並びに当該河川及びそこから影響を受ける地域におけるペスト及びその他の有害な諸要因を抑制するための必要な措置を、委員会を通して調整するものとする」。

（7）〔第七条二項〕「委員会がこのことが本件に該当すると認定する場合、又はその点に関して決定を下すことができない場合には、関係当事国は委員会を通して当該計画を他方当事国に通報するものとする」。

（8）〔第七条三項〕「そのような通報は、作業の主要な特徴、及び、適当な場合には作業の実施方法を記述するものとし、かつ航行、河川レジーム又は水質に対するそのような作業のあり得る影響を被通報国が評価できるようなその他すべての技術的データを含むものとする」。

（9）〔第一二条〕「両国が第一一条に規定される通報に従って一八〇日以内に合意に達することができなかった場合には、第一五章に規定される手続に従うものとする」。

（10）〔第三五条〕「両国は、土壌、森林の管理、地下水及び河川の支流の水利用によって、河川レジーム又は水質を著しく害し得る変化を生じさせないようにすることを確保するために必要な措置をとることを約束する」。

（11）前掲註（6）。

（12）〔第四一条〕「この点において、委員会に割り当てられた任務を害することなく、両国は以下のことを約束する。（a）適用可能な国際協定に従って、かつ関連する場合には国際的技術機関の指針及び勧告に一致して、適切な規則及び措置を定めることによって、水中環境を保護及び保全すること、とりわけその汚染を防止すること。（b）両国の各法体系におい

て以下のことを減じないこと。（1）水汚染を防止するための有効な技術的諸要件及び、（2）違反に対して設定された刑罰の厳格性。（c）両国の法体系において等価の規則を制定するために、両国は水汚染に関して定めることを予定しているすべての諸規則を相互に通報すること」。

(13) Convention on Environmental Impact Assessment in a Transboundary Context of the United Nations Economic Commission for Europe, *United Nations Treaty Series*, vol. 1989, p. 309.

(14) Goals and Principles of Environmental Impact Assessment of the United Nations Environment Programme, *UNEP/WG.152/4 Annex (1987)*.

(15) Case concerning Gabčikovo-Nagymaros Project (Hungary/Slovakia), Merits, Judgment of 25 September 1997, *ICJ Reports* 1997.

(16) 酒井啓亘「ガブチコーヴォ・ナジュマロシュ計画事件」『国際法外交雑誌』九九巻一号（二〇〇〇年）八五頁。Phone N. Okowa, "International Court of Justice: Recent Case", *47 International and Comparative Law Quarterly* (1998), p. 688.

(17) ただし、環境に関する主張それ自体は、ＩＣＪでは、一九九五年核実験事件再審請求事件におけるニュージーランドの主張に見られる（Request for an Examination of the Situation in Accordance with Paragraph 63 of the Court's Judgment 20 December 1974 in *Nuclear Tests* Case (New Zealand *v.* France), Request for the Indication of provisional measures, Order of 22 September 1995, *ICJ Reports* 1995, para. 6）。

(18) 臼杵知史「国際環境紛争の司法的解決――ガブチコヴォ・ナジュマロシュ計画事件判決・再考」『同志社法学』三一四号（二〇〇九年）七八頁。

(19) 本判決において、裁判所が国際環境法の規範を考慮しなかったことに対する批判として、たとえば、*Supra note* (15), Dissenting Opinion of Judge Herczegh, pp. 178-179 ; Phoebe N. Okowa, "Environmental Dispute Settlement: Some Reflections on Recent Developments", Malcom D. Evans (ed.), *Remedies in International Law, The Institutional Dilemma* (Oxford, Hart, 1998), p. 167 ; Natalia Ochoa Ruiz, "Dispute Settlement over Non-Navigational Uses of International Watercourses: Theory and Practice", L. Boisson de Chazournes and S. M. A. Salman (eds.), *Les*

Ressources en eau et le droit international, Water Resources and International Law (Leiden, Martinus Nijhoff, 2005), pp. 381-383. 臼杵・前掲註(18)八六頁。

(20) *Supra note* (15), Separate Opinion of Judge Weeramantry, pp. 114-115.

(21) たとえば、Stephen C. McCaffrey, *The Law of International Watercourses : Non-Navigational Uses* (Oxford, Oxford University Press, 2001), pp. 439-440, 444-445 ; P. W. Birnie and A. E. Boyle, *International Law and Environment* (Oxford, Oxford University Press, 2002), pp. 303-305, 323-329. 臼杵・前掲註(18)九二一九三頁、一〇四頁。河川委員会が紛争解決に積極的に関与することを規定する条約として、たとえば、Treaty between Great Britain and the United States Relating to Boundary Waters, and Questions Arising between the United States and Canada, (Washington, 11 January 1909), *United Nations Legislative Series, Legislative Texts and Treaty Provisions concerning the Utilization of International Rivers for Other Purposes Than Navigation* (Buffalo, New York, William S. Hein, 2003), p. 260, Articles. IX, X ; The Indus Waters Treaty concluded between India and Pakistan, (Karachi, 19 September 1960), *ibid*., p.300, Article. 9.

(22) Corfu Channel Case (United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland *v.* Albania), Merits, Judgment of 9 April 1949, *ICJ Reports* 1949, p. 22.

(23) Lake Lnoux Case (Spain *v.* France), award of 16 November 1957, 24 *International Law Reports* (1957), p. 138.

(24) *Ibid.*, pp. 128-130, 139.

(25) North Sea Continental Shelf Cases (Federal Republic of Germany/Denmark; Federal Republic of Germany/Netherlands), Merits, Judgment of 20 February 1969, *ICJ Reports* 1969, para. 85.

(26) Fishries Jurisdiction Case (United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland *v.* Iceland), Merits, Judgment of 25 July 1974, *ICJ Reports* 1974, paras. 72-75.

(27) *Supra note* (23), p. 128.

(28) UN Convention on the Law of the Non-Navigational Uses of International Watercourses, 36 *International Legal Materials* (1997), p. 700.

(29) *Yearbook of the International Law Commission*, 1994, vol. II, part 2, p. 34.

(30) これに対して、Greenwood 判事は、反対意見の中で、まず、工場本体の建設の認可はともかくそれ以外の認可は交渉義務違反とはならないとした。次に、交渉期間の開始日をＧＴＡＮ第一会合の開催日とするのではなく、それより前、すなわち、両国の外務大臣によりＧＴＡＮが設立された日であると解釈し、それに従えば工場本体の建設認可は交渉期間終了後になされたことになるとして、ウルグアイの交渉義務違反を否定する（*supra note* (2), Dissenting Opinion of Judge Greenwood, paras. 20-23）。

(31) Case concerning Railway Traffic between Lithuania and Poland, Advisory Opinion of 15 October 1931, *PCIJ, Series A/B, No. 42*, p. 116.

(32) これに対して、Vinuesa 特任判事は、反対意見の中で、裁判所が終局判決を下すまで計画作業を開始することを差し控えなければならないとし、建設してはならない義務はＩＣＪで紛争が解決されるまで拡張されると述べ、七五年規程第一二条の文言から、交渉義務は、ＩＣＪで紛争を解決する義務に取って代わられたと解釈する（*supra note* (2), Dissenting Opinion of Judge *ad hoc* Vinuesa, paras. 8-19）。

(33) しかし、河川条約の中には、相手国の同意がない限り計画活動を実施してはならない旨規定するものが多数存在することに留意する必要があろう（Charles B. Bourne, "Procedure in the Development of International Drainage Basins: The Duty to Consult and to Negotiate", Patricia Wouters (ed.), *International Water Law: Selected Writings of Professor Charles B. Bourne* (London ; Boston, Kluwer Law International, 1997), pp. 184-185）。

(34) *Supra note* (23), p. 130.

(35) たとえば、山本草二「国際紛争における協議制度の変質」森川俊孝編『紛争の平和的解決と国際法』（北樹出版、一九八一年）二三九頁。Andre Nolkaemper, *The Legal Regime for Transboundary Water Pollution: Between Discretion and Constraint* (Dordrecht, Boston, Martinus Nijihoff, 1993), p. 239 ; Phone N. Okowa, "Procedural Obligation in International Environmental Agreements", 67 *British Yearbook of International Law* (1996), pp. 306, 308.

(36) *Supra note* (28), Article. 17 (3).

(37) Maritime delimitation in the Black Sea (Romania *v.* Ukraine), Merits, Judgment of 3 February 2009, *ICJ Reports*

2009, para. 68.

(38) Case concerning Sovereignty over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge (Malaysia/Singapore), Merits, Judgment of 23 May 2008, *ICJ Reports* 2008, para. 45.

(39) Case concerning Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina *v.* Serbia and Montenegro), Merits, Judgment of 26 February 2007, *ICJ Reports* 2007, para. 204.

(40) Case concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua *v.* United States of America), Judgment of 26 November 1984, *ICJ Reports* 1984, para. 101.

(41) Trail Smelter Case (United States, Canada), awards of 16 April 1938 and 11 March 1941, 3 *United Nations, Report of International Arbitral Awards* (1949), p. 1965.

(42) *Supra note* (23), p. 123.

(43) Okowa, *supra note* (19), pp. 158-160, 167, 169 ; *supra note* (16), p. 695 ; Ruiz, *supra note* (19), pp. 381-383. 臼杵・前掲註(18)八六頁。

(44) Case concerning the Factory at Chorzów (Germany *v.* Poland), Merits, Judgment of 13 September 1928, *PCIJ Series A, No. 17*, p. 99.

(45) *Supra note* (22), pp. 142-150.

(46) Corfu Channel Case (United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland *v.* Albania), Assessment of the amount of compensation, Judgment of 15 December 1949, *ICJ Reports* 1949, p. 244.

(47) Case concerning Delimitation of the Maritime Boundary in the Gulf of Maine Area (Canada/United States of America), Merits, Judgment of 12 October 1984, *ICJ Reports* 1984, p. 165.

(48) *Supra note* (2), Joint Dissenting Opinion of Judges Al-Khasawnen and Simma, paras. 2-17 ; Disenting Opinion of Judge *ad hoc* Vinuesa, paras. 93-95 ; Separate Opinion of Judge Keith, paras. 9-11 ; Separate Opinion of Judge Cançade Trindade, paras. 149-151 ; Declaration of Judge Yusuf, paras. 1-14.

(49) Case relating to the Territorial Jurisdiction of the International Commission of the River Order, Judgment of 10 September 1929, *PCIJ Series A, No. 23*, p. 27.

(50) *Supra note* (23), p. 139.

(51) *Supra note* (15), para. 85.

(52) G. Handle, "The Principle of Equitable Use as Applied to Internationally Shared Natural Resources: Its Role in Resolving Potential International Disputes over Transfrontier Pollution", 14 *Revue de Droit International* (1978-1979), p. 46 ; Birnie and Boyle, *supra note* (21), p. 303.

(53) *Supra note* (15), para. 140.

(54) *Ibid.*, paras. 40-45.

(55) このような裁判所の立場に対してWeeramantry 判事の分離意見が付されている（*ibid.*, Separate Opinion of Judge Weeramantry, p. 111）。

(56) *Ibid.*, para. 112.

(57) 児矢野教授は、一般国際法についてのＩＣＪの推論は、学説上の争いを考慮すればいささか簡略にすぎる面は否めず、したがって、本判決のこの点についての法的意義は、過大評価されるべきではないだろうと指摘する（児矢野マリ「環境影響評価（ＥＩＡ）」西井正弘・臼杵知史編『テキスト国際環境法』（有信堂高文社、二〇一一年）一七七頁）。

(58) このような裁判所の立場に対してVinuesa 特任判事の反対意見が付されている（*supra note* (2), Dissenting Opinion of Judge *ad hoc* Vinuesa, paras. 54-65）。

(59) Legality of the Treat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion of 8 July 1996, *ICJ Reports* 1996, para. 29.

(60) *Supra note* (17), para. 140.

(61) 外国人の処遇及び国際人権に関する判例として、たとえば、Case concerning United States Diplomatic and Consular Staff in Tehran (United States of America *v.* Iran), Judgment of 24 May 1980, *ICJ Reports* 1980, paras. 58, 61, 67-68 ; Case of Velásquez Rodríguez *v.* Honduras, Merits, Judgment of 29 July 1988, Inter-American Court of Human Rights, *Series C, Case No. 4*, paras. 172-180 ; Asian Agricultural Products Ltd. *v.* Sri Lanka, ICSID *Case No.*

ARB/87/3, 30(3) *International Law Materials* (1991), p. 580, para. 85 (b) ; Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide Case, *supra note* (39), paras. 431-438, 463 ; Case of Opuz *v.* Turkey, Merits, Judgment of 6 September 2009, European Court of Human Rights, Application No. 33401/02, 48 *International Legal Materials* (2009), p. 909, paras. 131-149.

(62) 児矢野マリ『国際環境法における事前協議制度――執行手段としての機能の展開』（有信堂高文社、二〇〇六年）二六七―二六八頁、松井芳郎『国際環境法の基本原則』（東信堂、二〇一〇年）九九頁。

(63) Merco Press, 29 October 2010. [http://en.mercopress.com/2010/04/29].

(64) *Ibid.*, 3 June 2010. [http://en.mercopress.com/2010/06/03].

(65) *Ibid.*, 27 July 2010. [http://en.mercopress.com/2010/07/27].

(66) *Ibid.*

(67) *Ibid.*, 31 August 2010. [http://en.mercopress.com/2010/08/31].

(68) *Ibid.*